

山口線利用促進事業補助金 実施要領

1. 趣旨

この補助金は、山口線利用促進協議会が JR 山口線の利用促進を図るため、協議会を構成する市町に所在する団体等が山口線を利用して実施する遠足等に係る運賃等の一部を助成するものです。

2. 補助対象者

- (1) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学
- (2) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する団体であって、主に園児、児童、生徒及び学生で構成される団体又はグループ。ただし、一家族での利用は対象としない。
例) 伝統芸能クラブ、スポーツクラブ、子ども会、学生サークル・グループなど
- (3) その他当協議会が認める団体又は個人

3. 補助対象となる事業内容

学校等が行う遠足、社会見学、観光・研修、文化・スポーツ交流事業、修学旅行等の活動のうち、3人以上が参加し、山口線を利用するものが対象となります。なお、活動の引率者については、参加者として取り扱うこととします。

4. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

要綱第4条第1項については、以下のことをいいます。

- ① 乗車区間の特急料金を含む運賃（山口線の区間に限る。）。ただし、引率者の公費による出張は補助対象外とします。

要綱第4条第2項については、以下のことをいいます。

- ② ①の経費の他、出発地又は目的地（協議会を構成する市町内に限る）から最寄り駅までの移動に必要となる路線バス、貸切バス、タクシー等の移動手段に係る経費（協議会を構成する市町内に限る）に加え、協議会を構成する市町内の駅の特急料金を含む運賃（山口線の区間以外）も二次交通として対象とします。なお、貸切バスとタクシーの利用については、その必要性や代替方法がないかなどを検証のうえ判断させていただきます。判定は往路、復路それぞれで行うものとしますので、往路のみ対象ということもあります。まずは、御相談ください。①と同様、引率者の公費による出張は補助対象外とします。
- ③他の補助金等の交付を受ける場合は、①②の運賃及び経費に係る他の補助金等を除いた額を補助対象とします。

(2) 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。なお、交付額に10円未満の端数が生じた場合、切り捨てとします。

例) 山口市から益田市へ「特急スーパーおき（指定席）」で遠足（山口駅 - 益田駅間の往復）
大人2名、こども（小学生）8名の場合

○運賃 3,040円（おとな）×2名=6,080円

	1,520 円 (こども) × 8 名 = 12,160 円
○特急料金	3,460 円 (おとな) × 2 名 = 6,920 円
	1,720 円 (こども) × 8 名 = 13,760 円
○運賃合計	6,080 円 + 12,160 円 + 6,920 円 + 13,760 円 = 38,920 円
○補助額	38,920 円 × 1/2 = 19,460 円 (10 円未満切り捨て)

ただし、特急料金については、指定席料金を含め一人当たり片道 1,730 円を補助対象経費の上限とし、②に関する経費については、100,000 円を補助対象経費の上限とします。

5. 補助対象乗車期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 15 日まで

6. 補助金申請フロー

(1) 補助金交付申請の提出

事業を実施する前日までに、当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第 1 号）を申請者が所在する自治体の以下の窓口へ提出してください。申請内容を審査後に結果を通知します。

山 口 市：山口市交通政策課

津和野町：津和野町つわの暮らし推進課

吉 賀 町：吉賀町企画課

益 田 市：益田市交通対策課

(2) 実績報告書及び請求書の提出

事業が完了後、当補助金交付要綱に定める補助金実績報告書兼請求書（様式第 3 号）及び添付書類を提出してください。

7. その他

- ・補助金申請に必要な申請書類等は、ホームページに掲載します。
- ・申請事業については、必要に応じ、別途聞き取りや追加資料の提出を依頼する場合があります。

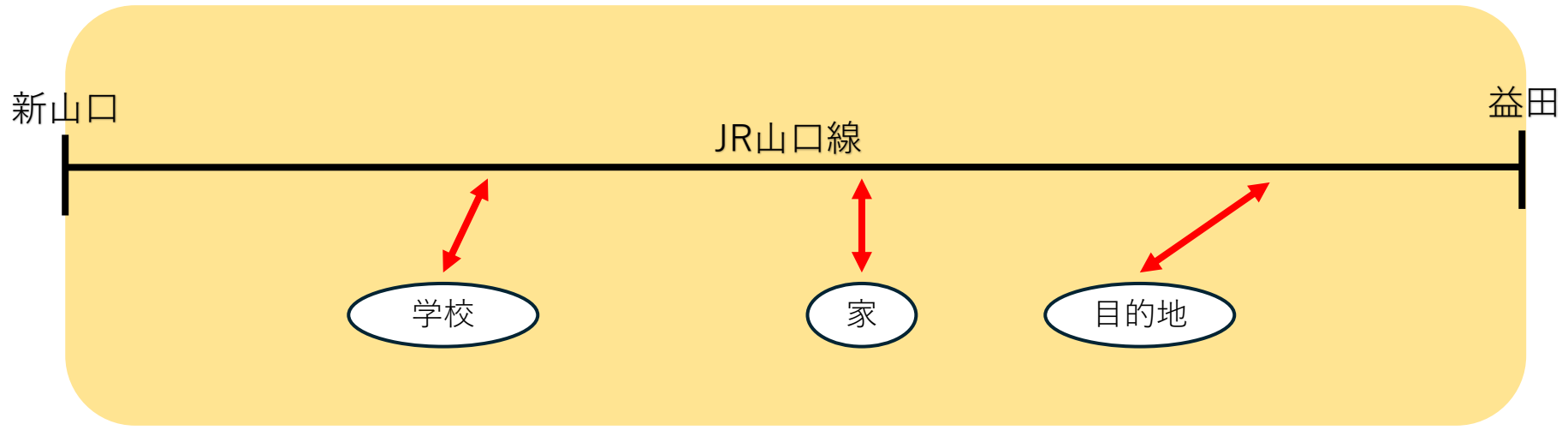
8. お問い合わせ先

山口市都市整備部交通政策課（山口線利用促進協議会事務局）

TEL：083-934-2729 FAX：083-934-2654

Mail：kotsu@city.yamaguchi.lg.jp

※各自治体窓口（上記 6（1））へのお問い合わせも可



4市町内 ※二次交通を認める場合は、**最寄りの駅が山口線の駅**であることを前提とする。
 ただし、発着先が山口線を超えた場合については、**4市町エリア内**の宇部線（阿知須駅まで）、山陽線（東は四辻駅、西は本由良駅まで）、山陰線（東は鎌手駅、西は飯浦駅まで）の鉄道利用については、二次交通として認める。

例

